

商品概要説明書

2023年12月1日現在

商品名：社員応援リフォームローン（一般社団法人しんきん保証基金 保証）

ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>①申込時年齢が満20歳以上で安定継続した収入のある個人（個人事業主を含む）の方</p> <p>②社員応援プラン契約先に勤務する従業員または役員の方</p> <p>③当金庫営業地区内に居住または勤務されている方</p> <p>④日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>⑤保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証を得られる方</p>
ご住所・勤務先	<p>島根県全域および鳥取県米子市（旧淀江町を除く）、境港市のいずれかに住所またはお勤め先のある方。</p>
お使いみち	<p>申込人または申込人の家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫・兄弟）が居住（居住予定を含む）している自宅にかかる次の資金</p> <p>①住宅修繕・増改築等のリフォーム資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>②リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金 ※ただし、①と合わせた申込みで100万円以内</p> <p>③申込人が、①を用途として他の金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>④申込人名義で他の金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p>
ご融資形式	証書貸付
ご融資金額	<p>1000万円以内（1万円単位）</p> <p>※社員応援プランの取扱商品全ての合計で1000万円以内となります。</p>
お借入期間	3ヶ月以上15年以内（1ヵ月単位）
ご返済方法	<p>毎月元利均等返済とし、お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額（ホ⁺ナ）返済併用もできます。（元金返済据置期間は6ヶ月以内）</p>
お借入利率	<p>当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>○変動金利型 ※適用利率は当金庫の短期貸出最優遇利率（短期プライムレートを基準）に変動し、毎月のご返済額も変更となります。短期プライムレートは、市場金利の変動に伴い見直しされます。 ※新利率の適用開始日は、短期プライムレート改定の日から30日経過後最初に到来する約定返済日の翌日とします。</p>

商品名：社員応援リフォームローン（一般社団法人しんきん保証基金 保証）

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、運転免許証(表裏)の写 ※運転免許証を提出いただけない場合は、次のいずれかを提出下さい。 ○個人番号カード(表のみ) ※未取得の方で有効期限内の顔写真付住民基本台帳カードをお持ちの方は、その表面・裏面の両面コピーも可 ○パスポート ○健康保険証(注) ○運転経歴証明書(表裏) <p>(注)健康保険証を提出いただく場合は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、住民票抄本や公共料金の領収書の提示等も必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収確認書類(源泉徴収票、所得証明等) ※保証金額が100万円以下の場合は、年収確認書類は不要です。 ・資金使途確認書類(見積書・注文書・請求書・工事請負契約書等) <p>※ローンの借換え資金を含む場合は次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類等 ・借換え対象ローンの資金使途が本商品に定めるものであったことがわかる書類(返済予定表、申込書控、資金使途確認書類等)
遅延損害金	年率18.25%
保証料率	金利に含まれています。
保証人	不要
担保	不要(一般社団法人しんきん保証基金 保証)
団体信用生命保険	本商品は付保を条件としておりません。
金利情報の入手方法	店頭窓口までお問い合わせください。
返済試算額の入手方法	店頭にお申し出いただければ返済額を試算いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の在籍確認を目的として、お勤め先へお電話または訪問等させて頂く場合があります。 ・今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローンの現在残高の合計金額が3,000万円以内とします。 ・資金は原則として購入先に振込させていただきます。(支払済資金は除く) ・審査結果によって、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・次のいずれかに該当する場合は、社員応援リフォームローンの対象になりません。 ○個人間売買による購入費用 ○支払先が、申込人またはその配偶者・親(配偶者の親を含む)・子が経営する事業所 ○支払済資金の場合(裏面「お使いみち」で認める支払済資金を除く) ○事業性資金の場合 ・【リフォームの例】 子供部屋増築、システムキッチン設置、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、太陽光発電ユニット設置、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、クロス張替、フローリング張替、高齢者用設備設置、外壁塗装、車庫設置、物置設置、門扉設置、造園工事、瓦ふき替え、給排水工事、トイレ改修工事等